

◎厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表

○厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成十九年法律第三十一号）（抄）  
（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（保険給付等に関する特例等）</p> <p>第一条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うもの調査審議の結果として、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合（当該保険料（以下「未納保険料」という。）を徴収する権利が時効によつて消滅する前に同法第二十七条の規定による届出又は同法第三十一条第一項の規定による確認の請求があつた場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している場合に限る。）に該当するとの当該機関の意見があつた場合には、社会保険庁長官は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者（以下「特例対象者」という。）に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定（以下この条及び第二條において「確認等」という。）を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知</p>	<p>（保険給付等に関する特例等）</p> <p>第一条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関であつて年金記録に関する事項の調査審議を専門的に行うもの調査審議の結果として、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五号）第二十七条に規定する事業主が、同法第八十四条第一項又は第二項の規定により被保険者の負担すべき保険料を控除した事実があるにもかかわらず、当該被保険者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行したことが明らかでない場合（当該保険料（以下「未納保険料」という。）を徴収する権利が時効によつて消滅する前に同法第二十七条の規定による届出又は同法第三十一条第一項の規定による確認の請求があつた場合を除き、未納保険料を徴収する権利が時効によつて消滅している場合に限る。）に該当するとの当該機関の意見があつた場合には、社会保険庁長官は、当該意見を尊重し、遅滞なく、未納保険料に係る期間を有する者（以下「特例対象者」という。）に係る同法の規定による被保険者の資格の取得及び喪失の確認又は標準報酬月額若しくは標準賞与額の改定若しくは決定（以下この条及び次條において「確認等」という。）を行うものとする。ただし、特例対象者が、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、</p>

り、又は知り得る状態であつたと認められる場合には、この限りでない。

257 [略]

(保険料を控除した事実に係る判断)

第一条の二 前条第一項に規定する機関は、厚生年金保険制度及び国民年金制度により生活の安定が図られる国民の立場に立つて同項に規定する事実がある者が不利益を被ることがないようにする観点から、当該事実があるかどうかを判断するに当たっては、当該事実がある者であることを申し立てた者の当該申立てを十分しん酌するとともに、当該事実があることを直接に明らかにする資料がない事案においては、速やかに、雇用保険又は労働者災害補償保険に係る加入又は給付に関する記録、所得税又は住民税に係る課税に関する記録その他の官公署が有する記録であつて当該事実があることを推測させるものをできる限り収集するほか、必要があると認めるときは、当該申立てに係る事業主その他の関係者の証言、社会保険労務士が保存する資料その他の官公署が有する記録以外の資料又は情報であつて当該事実があることを推測させるものをできる限り収集した上で、当該申立てが社会通念上明らかに不合理であるとはいえないと認める場合においては、当該事実がある旨の判断を行うものとする。

2| 前条第一項に規定する機関が前項(第十五条の二の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定により行う収集に協力し協力を求められた官公署は、これに協力するものとする。

(特例納付保険料の納付等)

又は知り得る状態であつたと認められる場合には、この限りでない。

257 [略]

(特例納付保険料の納付等)

第二条 社会保険庁長官が特例対象者に係る確認等を行った場合には、当該特例対象者を使用し、又は使用していた第一条第一項の事業主(当該事業主の事業を承継する者及び当該事業主であった個人を含む。以下「対象事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料として、未納保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができる。

2 社会保険庁長官は、特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されなかったことが明らかであると認め、かつ、当該義務が履行されなかったことについて国の責めに帰すべき事由として厚生労働省令で定める事由があるおそれがないと認める場合においては、対象事業主に対して、前項の特例納付保険料(以下「特例納付保険料」という。)の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

3 第一項の場合において、対象事業主(法人である対象事業主に限る。以下この項において同じ。)に係る事業が廃止されているときその他やむを得ない事情のため対象事業主に対し第一条第六項の通知をすることができないときは、当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同年以上の支配力を有すると認められる者を含む。)であった者は、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料を納付することができる。

第二条 社会保険庁長官が特例対象者に係る確認等を行った場合には、当該特例対象者を使用し、又は使用していた前条第一項の事業主(当該事業主の事業を承継する者及び当該事業主であった個人を含む。以下「対象事業主」という。)は、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料として、未納保険料に相当する額に厚生労働省令で定める額を加算した額を納付することができる。

2 社会保険庁長官は、対象事業主に対して、前項の特例納付保険料(以下「特例納付保険料」という。)の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

3 第一項の場合において、対象事業主(法人である対象事業主に限る。)に係る事業が廃止されているときその他やむを得ない事情のため前項の規定による勧奨を行うことができないときは、当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同年以上の支配力を有すると認められる者を含む。)であった者は、厚生労働省令で定めるところにより、特例納付保険料を納付することができる。

4 社会保険庁長官は、第二項本文に規定する場合において同項の規定による勸奨を行うことができないときは、前項の役員であった者に対して、特例納付保険料の納付を勸奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため該勸奨を行うことができない場合は、この限りでない。

5 社会保険庁長官は、次条の規定による公表を行う前に第二項又は前項の規定による勸奨を行う場合には、対象事業主又は第三項の役員であった者に対して、社会保険庁長官が定める期限までに次項の規定による申出を行わないときは次条の規定による公表を行う旨を、併せて通知するものとする。

6 対象事業主又は第三項の規定により特例納付保険料を納付することができる同項の役員であった者は、未納保険料に係るすべての期間に係る特例納付保険料を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、社会保険庁長官に対し書面により申し出ることができる。

7・8 [略]

9 国は、毎年度、社会保険庁長官が特例対象者に係る確認等を行った場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない）と認められる場合において当該特例対象者に係る確認等を行ったときを除く。）であつて次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特例対象者に係る特例

4 社会保険庁長官は、第二項の規定による勸奨を行うことができない場合においては、前項の役員であった者に対して、特例納付保険料の納付を勸奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため該勸奨を行うことができない場合は、この限りでない。

5 社会保険庁長官は、次条の規定による公表を行う前に第二項又は前項の規定による勸奨を行う場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない）と認められる場合において第二項又は前項の規定による勸奨を行うときを除く。）には、対象事業主又は第三項の役員であった者に対して、社会保険庁長官が定める期限までに次項の規定による申出を行わないときは次条の規定による公表を行う旨を、併せて通知するものとする。

6 対象事業主又は第三項の役員であった者は、第二項又は第四項の規定による勸奨を受けた場合には、未納保険料に係るすべての期間に係る特例納付保険料を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、社会保険庁長官に対し書面により申し出ることができる。

7・8 [略]

9 国は、毎年度、社会保険庁長官が特例対象者に係る確認等を行った場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない）と認められる場合において当該特例対象者に係る確認等を行ったときを除く。）であつて次条（同条第一号又は第二号に係る部分を除く。第一号において

納付保険料の額に相当する額の総額を負担する。

一 当該特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されなかったことについて第二項の厚生労働省令で定める事由があるおそれがないとは認められないため同項の規定による勸奨を行わない場合（当該確認等の後、厚生労働省令で定める期間内に第六項の規定による申出が行われた場合を除く。）

二 次条（同条第一号ロ又は第二号ロに係る部分を除く。）の規定による公表を行った場合において、当該公表の後、社会保険庁長官が定める期限までに第六項の規定による申出が行われなかったとき（次号の場合を除く。）

三 次条の規定による公表を行った場合において、当該公表の後、次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ 〔略〕

10・11 〔略〕

12 次の各号に掲げる場合に該当するときは、納付された特例納付保険料に相当する額は、年金特別会計から一般会計に繰り入れるものとする。

一 第九項第一号に該当する場合であつて、同号の期間経過後に特例納付保険料が納付されたとき。

二 〔略〕

三 第九項第三号に該当する場合であつて、同号の期限後に特例納付保険料が納付されたとき。

13 国は、第九項の規定により特例対象者に係る特例納付保険料の額に

同じ。）の規定による公表を行ったときにおいて、その後次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特例対象者に係る特例納付保険料の額に相当する額の総額を負担する。

一 次条の規定による公表を行った後において社会保険庁長官が定める期限までに第六項の規定による申出が行われなかった場合（次号の場合を除く。）

二 次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ 〔略〕

10・11 〔略〕

12 次の各号に掲げる場合に該当するときは、納付された特例納付保険料に相当する額は、年金特別会計から一般会計に繰り入れるものとする。

一 第九項第一号に該当する場合であつて、同号の期限後に特例納付保険料が納付されたとき。

二 〔略〕

13 国は、第九項の規定により特例対象者に係る特例納付保険料の額に

相当する額を負担したときは、その負担した金額の限度において、第一条第一項の事業主が当該特例対象者に係る厚生年金保険法第二十七条の規定による届出をしなかったこと又は同法第八十四条第一項若しくは第二項の規定により当該特例対象者の負担すべき保険料を控除したにもかかわらず当該特例対象者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行しなかったことに起因する当該特例対象者が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する。

(公表)

第三条 社会保険庁長官は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他第一条第一項に規定する場合において社会保険庁長官が講ずる措置で厚生労働省令で定めるものの結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により随時公表しなければならない。

一 対象事業主に対して前条第二項の規定による勸奨を行った場合において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該対象事業主の氏名又は名称

イ・ロ [略]

相当する額を負担したときは、その負担した金額の限度において、第一条第一項の事業主が当該特例対象者に係る厚生年金保険法第二十七条の規定による届出をしなかったこと又は同法第八十四条第一項若しくは第二項の規定により当該特例対象者の負担すべき保険料を控除したにもかかわらず当該特例対象者に係る同法第八十二条第二項の保険料を納付する義務を履行しなかったことに起因する当該特例対象者が当該事業主に対して有する金銭の給付を目的とする請求権を取得する。

(公表)

第三条 社会保険庁長官は、政府が管掌する厚生年金保険事業及び国民年金事業の適正な運営並びに厚生年金保険制度及び国民年金制度に対する国民の信頼の確保を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他第一条第一項に規定する場合において社会保険庁長官が講ずる措置で厚生労働省令で定めるものの結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により随時公表しなければならない。

一 対象事業主に対して前条第二項の規定による勸奨を行った場合(特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでないと認められる場合において前条第二項の規定による勸奨を行ったときを除く。)において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該対象事業主の氏名又は名称

イ・ロ [略]

二 前条第三項の役員であつた者に対して同条第四項の規定による勸奨を行った場合において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該役員であつた者（厚生労働省令で定める者を除く。）の氏名イ・ロ〔略〕

三 前条第二項本文に規定する場合において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該対象事業主の氏名又は名称

イ 前条第二項の規定による勸奨を行うことができない場合（ロに掲げる場合及び同条第四項の規定による勸奨を行った場合を除く。）

ロ 前条第二項及び第四項の規定による勸奨を行うことができない場合

（未納掛金の納付等）

第五条〔略〕

2 基金は、特例対象加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項

二 前条第三項の役員であつた者に対して同条第四項の規定による勸奨を行った場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでないときを認められる場合において前条第四項の規定による勸奨を行ったときを除く。）において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該役員であつた者（厚生労働省令で定める者を除く。）の氏名イ・ロ〔略〕

三 イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該対象事業主の氏名又は名称

イ 前条第二項の規定による勸奨を行うことができない場合（ロに掲げる場合、同条第四項の規定による勸奨を行った場合及び特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでないときを認められる場合において前条第二項の規定による勸奨を行うことができないときを除く。）

ロ 前条第二項及び第四項の規定による勸奨を行うことができない場合（特例対象者に係る厚生年金保険法第八十二条第二項の保険料を納付する義務が履行されたかどうか明らかでないときを認められる場合において前条第二項及び第四項の規定による勸奨を行うことができないときを除く。）

（未納掛金の納付等）

第五条〔略〕

2 基金は、対象設立事業主に対して、未納掛金の納付を勸奨しなければ

の掛金を納付する義務が履行されなかったことが明らかであると認め、かつ、当該義務が履行されなかったことについて第二条第二項の厚生労働省令で定める事由があるおそれがないと認める場合においては、対象設立事業主に対して、未納掛金の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

3 第一項の場合において、対象設立事業主（法人である対象設立事業主に限る。以下この項において同じ。）に係る事業が廃止されているときその他やむを得ない事情のため対象設立事業主に対し前条第三項の通知をすることができないときは、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）であつた者は、厚生労働省令で定めるところにより、未納掛金に相当する額を納付することができる。

4 基金は、第二項本文に規定する場合において同項の規定による勧奨を行うことができないときは、前項の役員であつた者に対して、未納掛金に相当する額の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

5 基金は、次条第一項の規定による公表を行う前に第二項又は前項の規定による勧奨を行う場合には、対象設立事業主又は第三項の役員で

ばならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

3 第一項の場合において、対象設立事業主（法人である対象設立事業主に限る。）に係る事業が廃止されているときその他やむを得ない事情のため前項の規定による勧奨を行うことができないときは、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）であつた者は、厚生労働省令で定めるところにより、未納掛金に相当する額を納付することができる。

4 基金は、第二項の規定による勧奨を行うことができない場合においては、前項の役員であつた者に対して、未納掛金に相当する額の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

5 基金は、次条第一項の規定による公表を行う前に第二項又は前項の規定による勧奨を行う場合（特例対象加入員に係る厚生年金保険法第



あつた者に対して、基金が定める期限までに次項の規定による申出を行わないときは次条第一項の規定による公表を行う旨を、併せて通知するものとする。

6 対象設立事業主又は第三項の規定により未納掛金に相当する額を納付することができる同項の役員であつた者は、前条第一項の未納掛金に係る期間のすべての期間に係る未納掛金又は未納掛金に相当する額（以下この条において「未納掛金等」という。）を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、基金に対し書面により申し出ることができる。

7・8 [略]

9 政府は、毎年度、基金が特例対象加入員に係る確認又は改定等を行った場合（特例対象加入員に係る厚生年金保険法第三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない）と認められる場合において当該特例対象加入員に係る確認又は改定等を行ったときを除く。）であつて次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特例対象加入員に係る未納掛金等の額に相当する額の総額を、当該基金に対し交付する。

一 当該特例対象加入員に係る厚生年金保険法第三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されなかつたことについて第二条第二項の厚生労働省令で定める事由があるおそれがないとは認められない

百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない）と認められる場合において第二項又は前項の規定による勸奨を行うときを除く。）には、対象設立事業主又は第三項の役員であつた者に対して、基金が定める期限までに次項の規定による申出を行わないときは次条第一項の規定による公表を行う旨を、併せて通知するものとする。

6 対象設立事業主又は第三項の役員であつた者は、第二項又は第四項の規定による勸奨を受けた場合には、前条第一項の未納掛金に係る期間のすべての期間に係る未納掛金又は未納掛金に相当する額（以下この条において「未納掛金等」という。）を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、基金に対し書面により申し出ることができる。

7・8 [略]

9 政府は、毎年度、基金が特例対象加入員に係る確認又は改定等を行った場合（特例対象加入員に係る厚生年金保険法第三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない）と認められる場合において当該特例対象加入員に係る確認又は改定等を行ったときを除く。）であつて次条第一項（同項第一号ロ又は第二号ロに係る部分を除く。第一号において同じ。）の規定による公表を行ったときにおいて、その後次に次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特例対象加入員に係る未納掛金等の額に相当する額の総額を、当該基金に対し交付する。

ため第二項の規定による勸奨を行わない場合（当該確認又は改定等の後、厚生労働省令で定める期間内に第六項の規定による申出が行われた場合を除く。）

二 次条第一項（同項第一号ロ又は第二号ロに係る部分を除く。）の規定による公表を行った場合において、当該公表の後、基金が定める期限までに第六項の規定による申出が行われなかったとき（次号の場合を除く。）。

三 次条第一項の規定による公表を行った場合において、当該公表の後、次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ 〔略〕

10 前項の基金は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該未納掛金等に相当する額を国庫に納付するものとする。

一 前項第一号に該当する場合であつて、同号の期間経過後に未納掛金等が納付されたとき。

二 〔略〕

三 前項第三号に該当する場合であつて、同号の期限後に未納掛金等が納付されたとき。

11 13 〔略〕

（公表）

第六条 基金は、基金の事業の適正な運営及び厚生年金保険制度に対する国民の信頼の確保を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他第四条第一項に規定する場合において基金が講ずる措置で厚生労働省令で定めるものの結果を、インターネッ

一 次条第一項の規定による公表を行った後において基金が定める期限までに第六項の規定による申出が行われなかった場合（次号の場合を除く。）

二 次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ 〔略〕

10 前項の基金は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該未納掛金等に相当する額を国庫に納付するものとする。

一 前項第一号に該当する場合であつて、同号の期限後に未納掛金等が納付されたとき。

二 〔略〕

11 13 〔略〕

（公表）

第六条 基金は、基金の事業の適正な運営及び厚生年金保険制度に対する国民の信頼の確保を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他第四条第一項に規定する場合において基金が講ずる措置で厚生労働省令で定めるものの結果を、インターネッ

トの利用その他の適切な方法により随時公表しなければならない。

一 対象設立事業主に対して前条第二項の規定による勸奨を行った場合において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該対象設立事業主の氏名又は名称

イ・ロ [略]

二 前条第三項の役員であつた者に対して同条第四項の規定による勸奨を行った場合において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。

当該役員であつた者（厚生労働省令で定める者を除く。）の氏名

イ・ロ [略]

三 前条第二項本文に規定する場合において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該対象設立事業主の氏名又は名称

イ 前条第二項の規定による勸奨を行うことができない場合（ロに掲げる場合及び同条第四項の規定による勸奨を行った場合を除く。）

ロ 前条第二項及び第四項の規定による勸奨を行うことができない場合

トの利用その他の適切な方法により随時公表しなければならない。

一 対象設立事業主に対して前条第二項の規定による勸奨を行った場合（特例対象加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない）と認められる場合において前条第二項の規定による勸奨を行ったときを除く。）において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該対象設立事業主の氏名又は名称

イ・ロ [略]

二 前条第三項の役員であつた者に対して同条第四項の規定による勸奨を行った場合（特例対象加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない）と認められる場合において前条第四項の規定による勸奨を行ったときを除く。）において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該役員であつた者（厚生労働省令で定める者を除く。）の氏名

イ・ロ [略]

三 イ又はロに掲げる場合に該当するとき。当該対象設立事業主の氏名又は名称

イ 前条第二項の規定による勸奨を行うことができない場合（ロに掲げる場合、同条第四項の規定による勸奨を行った場合及び特例対象加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない）と認められる場合において前条第二項の規定による勸奨を行うことができないときを除く。）

2 [略]

(特例掛金の納付等)

第八条 [略]

2 連合会は、特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されなかったことが明らかであると認め、かつ、当該義務が履行されなかったことについて第二項第二項の厚生労働省令で定める事由があるおそれがないと認める場合においては、解散した基金の対象設立事業主に対して、前項の特例掛金（以下「特例掛金」という。）の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

3 第一項の場合において、解散した基金の対象設立事業主（法人である解散した基金の対象設立事業主に限る。以下この項において同じ。）に係る事業が廃止されるときその他やむを得ない事情のため解散した基金の対象設立事業主に対し前条第二項の通知をすることができないときは、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、

口 前条第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができない場合（特例対象加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない）と認められる場合において前条第二項及び第四項の規定による勧奨を行うことができないときを除く。）

2 [略]

(特例掛金の納付等)

第八条 [略]

2 連合会は、解散した基金の対象設立事業主に対して、前項の特例掛金（以下「特例掛金」という。）の納付を勧奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勧奨を行うことができない場合は、この限りでない。

3 第一項の場合において、解散した基金の対象設立事業主（法人である解散した基金の対象設立事業主に限る。）に係る事業が廃止されるときその他やむを得ない事情のため前項の規定による勧奨を行うことができないときは、当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると

執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。)であった者は、厚生労働省令で定めるところにより、特例掛金を納付することができる。

4 連合会は、第二項本文に規定する場合において同項の規定による勸奨を行うことができないときは、前項の役員であった者に対して、特例掛金の納付を勸奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勸奨を行うことができない場合は、この限りでない。

5 連合会は、次条第一項の規定による公表を行う前に第二項又は前項の規定による勸奨を行う場合には、解散した基金の対象設立事業主又は第三項の役員であった者に対して、連合会が定める期限までに次項の規定による申出を行わないときは次条第一項の規定による公表を行う旨を、併せて通知するものとする。

6 解散した基金の対象設立事業主又は第三項の規定により特例掛金を納付することができる同項の役員であった者は、未納掛金に係るすべての期間に係る特例掛金を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に対し書面により申し出ることができる。

7・8 [略]

9 政府は、毎年度、連合会が特例対象解散基金加入員に係る確認等を行った場合(特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない

認められる者を含む。)であった者は、厚生労働省令で定めるところにより、特例掛金を納付することができる。

4 連合会は、第二項の規定による勸奨を行うことができない場合においては、前項の役員であった者に対して、特例掛金の納付を勸奨しなければならない。ただし、やむを得ない事情のため当該勸奨を行うことができない場合は、この限りでない。

5 連合会は、次条第一項の規定による公表を行う前に第二項又は前項の規定による勸奨を行う場合(特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない)と認められる場合において第二項又は前項の規定による勸奨を行うときを除く。)には、解散した基金の対象設立事業主又は第三項の役員であった者に対して、連合会が定める期限までに次項の規定による申出を行わないときは次条第一項の規定による公表を行う旨を、併せて通知するものとする。

6 解散した基金の対象設立事業主又は第三項の役員であった者は、第二項又は第四項の規定による勸奨を受けた場合には、未納掛金に係るすべての期間に係る特例掛金を納付する旨を、厚生労働省令で定めるところにより、連合会に対し書面により申し出ることができる。

7・8 [略]

9 政府は、毎年度、連合会が特例対象解散基金加入員に係る確認等を行った場合(特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない

と認められる場合において当該特例対象解散基金加入員に係る確認等を行ったときを除く。)であつて次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特例対象解散基金加入員に係る特例掛金の額に相当する額の総額を、連合会に対し交付する。

一 当該特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されなかつたことについて第二条第二項の厚生労働省令で定める事由があるおそれがないとは認められないため第二項の規定による勸奨を行わない場合(当該確認等の後、厚生労働省令で定める期間内に第六項の規定による申出が行われた場合を除く。)

二 次条第一項(同項第一号ロ又は第二号ロに係る部分を除く。)の規定による公表を行った場合において、当該公表の後、連合会が定める期限までに第六項の規定による申出が行われなかつたとき(次号の場合を除く。)

三 次条第一項の規定による公表を行った場合において、当該公表の後、次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ [略]

10 連合会は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特例掛金に相当する額を国庫に納付するものとする。

一 前項第一号に該当する場合であつて、同号の期間経過後に特例掛金が納付されたとき。

二 [略]

三 前項第三号に該当する場合であつて、同号の期限後に特例掛金が

と認められる場合において当該特例対象解散基金加入員に係る確認等を行ったときを除く。)であつて次条第一項(同項第一号ロ又は第二号ロに係る部分を除く。第一号において同じ。)の規定による公表を行ったときにおいて、その後に次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特例対象解散基金加入員に係る特例掛金の額に相当する額の総額を、連合会に対し交付する。

一 次条第一項の規定による公表を行った後において連合会が定める期限までに第六項の規定による申出が行われなかつた場合(次号の場合を除く。)

二 次のいずれかに該当するとき。

イ・ロ [略]

10 連合会は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該特例掛金に相当する額を国庫に納付するものとする。

一 前項第一号に該当する場合であつて、同号の期限後に特例掛金が納付されたとき。

二 [略]

納付されたとき。

11  
13 [略]

(公表)

第九条 連合会は、基金の事業の適正な運営及び厚生年金保険制度に対する国民の信頼の確保を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他第七条第一項に規定する場合において連合会が講ずる措置で厚生労働省令で定めるものの結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により随時公表しなければならない。

一 解散した基金の対象設立事業主に対して前条第二項の規定による勸奨を行った場合において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。

当該解散した基金の対象設立事業主の氏名又は名称

イ・ロ [略]

二 前条第三項の役員であった者に対して同条第四項の規定による勸奨を行った場合において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。

当該役員であった者（厚生労働省令で定める者を除く。）の氏名

イ・ロ [略]

11  
13 [略]

(公表)

第九条 連合会は、基金の事業の適正な運営及び厚生年金保険制度に対する国民の信頼の確保を図るため、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項その他第七条第一項に規定する場合において連合会が講ずる措置で厚生労働省令で定めるものの結果を、インターネットの利用その他の適切な方法により随時公表しなければならない。

一 解散した基金の対象設立事業主に対して前条第二項の規定による勸奨を行った場合（特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない）と認められる場合において前条第二項の規定による勸奨を行ったときを除く。）において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。 当該解散した基金の対象設立事業主の氏名又は名称

イ・ロ [略]

二 前条第三項の役員であった者に対して同条第四項の規定による勸奨を行った場合（特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでない）と認められる場合において前条第四項の規定による勸奨を行ったときを除く。）において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。 当該役員であった者（厚生労働省令で定める者を除く。）の氏名

三 前条第二項本文に規定する場合において、イ又はロに掲げる場合に該当するとき。 当該解散した基金の対象設立事業主の氏名又は名称

イ 前条第二項の規定による勸奨を行うことができない場合（ロに掲げる場合及び同条第四項の規定による勸奨を行った場合を除く。）

ロ 前条第二項及び第四項の規定による勸奨を行うことができない場合

2 [略]

(国民年金の保険料を納付する義務を履行した事実等に係る判断)

第十五条の二 第一条第一項に規定する機関は、第一条の二第一項の観点と同様の観点から、国民年金法第八十八条の規定により保険料を納付する義務を負う者が当該義務を履行した事実があるかどうかその他の厚生年金保険法又は国民年金法による給付（これに相当する給付を含む。）に影響を与える事実（第一条第一項に規定する事実を除く。）があるかどうかについては、第一条の二第一項の規定の例により、当該事実に係る判断を行うものとする。

イ・ロ [略]

三 イ又はロに掲げる場合に該当するとき。 当該解散した基金の対象設立事業主の氏名又は名称

イ 前条第二項の規定による勸奨を行うことができない場合（ロに掲げる場合、同条第四項の規定による勸奨を行った場合及び特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでないと思われる場合において前条第二項の規定による勸奨を行うことができないときを除く。）

ロ 前条第二項及び第四項の規定による勸奨を行うことができない場合（特例対象解散基金加入員に係る厚生年金保険法第百三十九条第四項の掛金を納付する義務が履行されたかどうか明らかでないと思われる場合において前条第二項及び第四項の規定による勸奨を行うことができないときを除く。）

2 [略]



